

様式第2号（第2条、第3条関係）

令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約 発注の見通し等及び契約締結後の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結するので、石巻市契約規則第18条の2の規定に基づき、次のとおり発注の見通し等及び契約締結後の状況を公表します。

公表内容（1）							公表内容（2）				
公表日	主管課	発注予定時期	契約名	契約内容	履行期限 履行時期	契約相手方 の選定基準	公表日	契約相手方	契約日	契約金額	契約相手方 とした理由
令和8年4月1日	建設部 河川港湾高規格道路整備推進課	令和8年4月	北上川・運河交流館管理業務委託	北上川・運河交流館の清掃及び点検業務	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	建設部 道路課	令和8年4月	グリーンロードいしのまき管理業務	グリーンロード内の清掃、除草等	令和9年3月26日	別表②					
令和8年4月	教育委員会 学校管理課	令和8年12月	樹木剪定等業務	小中高等学校及び幼稚園敷地内の樹木の剪定等	令和9年3月12日	別表②					
令和8年4月1日	保健福祉部 保健福祉総務課	令和8年4月	石巻市ささえあいセンター日常清掃業務	市有施設の清掃業務	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	市民生活部 スポーツ振興課 河南地区施設管理	令和8年4月	河南中央公園維持管理業務	河南中央公園敷地内の除草、樹木剪定、清掃、当該業務で発生した廃棄物回収	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	産業部 産業推進課	令和8年4月	須江産業用地及び石巻トゥモロービジネスタウン草刈等業務	外縁部の草刈等	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	桃生総合支所 地域振興課	令和8年4月	庁舎清掃業務	庁舎清掃	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	産業部 水産課	令和8年4月	石巻漁港長浜緑地広場維持管理業務委託	石巻漁港長浜緑地広場内の清掃、除草、トイレ清掃	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	産業部 水産課	令和8年4月	石巻漁港魚町西緑地広場維持管理業務委託	石巻漁港魚町西緑地広場内の清掃、除草、トイレ清掃	令和9年3月31日	別表②					

公表内容 (1)							公表内容 (2)				
公表日	主管課	発注予定時期	契約名	契約内容	履行期限 履行時期	契約相手方 の選定基準	公表日	契約相手方	契約日	契約金額	契約相手方 とした理由
令和8年4月1日	建設部 都市計画課	令和8年4月	石巻駅前施設及び 石巻駅南北自由通 路維持管理業務	石巻駅前広場内の 施設清掃・点検等	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	建設部 都市計画課	令和8年4月	石巻市駅前駐輪場 及び公衆トイレ維 持管理業務	駐輪場等の清掃、 整理、点検等	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	建設部 都市計画課	令和8年4月	石巻市都市公園等 施設維持管理業務	公園内の清掃・ 点検等	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	河南総合支所 地域振興課	令和8年5月	河南地区市有地除 草業務	河南地区市有地の 除草業務	令和9年3月31日	別表②					
令和8年4月1日	河南総合支所 地域振興課	令和8年6月	しらさぎ台市道除 草等業務	須江しらさぎ台地 区の市道の除草	令和8年11月30日	別表②					
令和8年4月1日	河南総合支所 地域振興課	令和8年6月	しらさぎ台法面除 草業務	須江しらさぎ台地 区の法面の除草	令和8年11月30日	別表②					
令和8年4月1日	河南総合支所 地域振興課	令和8年4月	県立自然公園旭山 駐車場等管理業務	駐車場通用口の開錠 及び施錠等	令和8年11月30日	別表②					
令和8年4月1日	河南総合支所 地域振興課	令和8年6月	県立自然公園旭山除 草作業業務	県立自然旭山内除 草・集草・積込運 搬・処分	令和8年11月30日	別表②					

公表内容 (1) は発注の見通し等の公表、公表内容 (2) は契約締結後の公表です。

※                      の箇所が、今回新規公表分です。

※公表内容 (1) は予定です。実際の契約締結に際し、内容を変更する場合があります。

別 表 (契約相手方の選定基準)

①	<p>障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を買い入れるため</p>
②	<p>障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受けるため</p>
③	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業で、その事業に使用される者が、主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を、当該母子・父子福祉団体から受けるため</p>